

# 令和4年度第1回成田市福祉有償運送運営協議会概要

## 1 開催日時

令和5年1月25日（水） 午前10時から午前11時40分まで

## 2 開催場所

成田市花崎町760番地  
成田市役所議会棟3階 執行部控室

## 3 出席者

（委員）10人

長沢会長（市長が必要と認める者）、河合副会長・藤倉委員（公共交通機関の代表）、時田委員（福祉団体の代表）、平田委員（代理：川野氏）（千葉運輸支局長が指名する職員）、山田委員（市長が必要と認める者）、鈴木委員・窺委員・若山委員・平岡委員（市長が指名する職員）

（協議依頼者）

社会福祉法人 大成会

特定非営利活動法人 みのり福祉会

社会福祉法人 生活クラブ

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

（事務局）

福祉部長、社会福祉課長、係長、副主査及び主任主事

## 4 議題

（1）事業者の協議依頼（更新）について

- ・社会福祉法人 大成会
- ・特定非営利活動法人 みのり福祉会
- ・社会福祉法人 生活クラブ
- ・社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

（2）その他

## 5 議事（要旨）

令和元年度に開催した協議会において協議が調った3事業者と、令和2年度協議会において新規に協議が調った1事業者の計4事業者より更新に関する協議依頼があった。

初めに、更新に関する協議依頼について、各事業者よりこれまでの事業内容や料金、今後の実施体制等について、説明をいただいた。

次に、その他として、委員（千葉運輸支局長が指名する職員）より、道路運送法施行

規則の改正に関する説明をいただいた。協議の内容は次のとおり。

なお、議事前、本協議会設置規則第4条第1項に基づき、委員互選による会長及び副会長の選出がなされ、議事進行は会長により行われた。

(1) 事業者の協議依頼（更新）について

**事業者A**

(委員A)

事業者Aに伺います。自分自身も家族の都合で利用させてもらったことがあるのですが、非常に有難いサービスで、苦情があるということが信じられなかったのですが、どのような苦情がありますか。

(事業者A)

苦情とまではいかないかもしれませんが、専従のヘルパーが女性2名で、基本的に男性の希望者には男性ヘルパーが対応することになりますので、利用希望に対して職員が足りず、お断りすることがあることが課題だと感じております。

(委員B)

確認事項が3点ありまして、一つ目は、添付いただいた運転免許証及び車検証について、更新時期までに期限が切れるものがあります。更新の際にこのままですと、更新ができませんので御注意願います。

二つ目は、申請書の様式が旧様式になっていることです。昨日、事務局に新様式をデータでお送りしておりますので、事務局にも確認のうえ、更新については、新しい様式での申請をお願いします。

三つ目は、申請書の中に、「旅客の範囲」というものがあり、この区分は、本協議会で協議いただく必要があります。この区分は、旧様式と新様式では異なっており、以前は4つだった区分が、現在は7つになっておりますので、この場で確認をお願いします。

(事業者A)

身体障害者手帳取得し65歳以上になって要介護認定となった方がいらっしゃいます。今回、旅客の範囲の区分としては、身体障害者の区分に分けております。要支援者につきましては、該当者がおりません。

(委員B)

障害者手帳の交付までいかない人はいますか。

現在該当者が居なくても、今後可能性がある場合は協議の対象にすることは可能です。

(事業者A)

今後、要介護・要支援・その他の障害に該当する方についても、旅客の対象になる可能性がありますので、今回の協議に含めて申請をしたいと考えます。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明についてお諮りします。事業者Aについて、申請様式を新しいもので再提出いただき、区分をイロハニホトとすることを条件に承認するという事によろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございました。一部書類は訂正するという条件の元での承認をさせていただきます。

#### **事業者B**

(委員B)

旅客の範囲について、イロハニの4つに区分されているが、成田市の中での区分としての申請でよろしいか。

(事業者B)

他市分も含めて申請様式には旅客の範囲の区分を申請させてもらっています。成田市については、イロハニの4つの区分での申請となります。

(委員C)

前回より車両を増やし運転者も増員していると思いますが、安全運行に関し何か法人主催で講習を実施していますか。

(事業者B)

法人単独としては、毎日の点呼の実施をしていますが、講習に関しては有償運送の場合資格が必要なので、その際に受ける講習を受講しているので行っていない状況です。

(委員C)

パニック障害や精神的不安定による、安全を確保しながらの運行はどのように対応していますか。

(事業者B)

行動が読めない等の場合は、複数の職員で対応するようにしております。また、他の方に危害を加えないようフォローする体制を取っています。

(議長)

それでは、審議に入りたいと思います。事業者Bについて、区分をイロハニという条件を設けたうえで承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございました。区分をイロハニという条件の元で、承認をさせていただきます。

**事業者C**

(委員B)

身体障害者、介護保険法に規定する要介護認定を受けている方となっておりますが、介護保険法に規定する要支援認定を受けている方や、精神障害の方などは対象外ですか。

(事業者C)

精神障害や知的障害の方、手帳の交付を受けていない方も含めて対象とすることがあります。

要支援の方については、自費サービスで御利用いただくことはありますが、福祉有償運送では御利用いただいております。

(委員B)

身体障害者、要介護認定を受けている者、その他の障害を有する者となるはずですが、間違いありませんか。

(事業者C)

はい。間違いありません。

(委員B)

他市でもサービスを提供されているようですので、更新手続きをされる場合は、他市の実施状況も含めて書類を作成いただくようお願いいたします。

(事業者C)

承知しました。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、他に御意見等はありませんか。

(委員C)

事業を実施するにあたって、ここ数年の実績から見てどのような傾向にありますか。特にコロナ禍においての変化はありますか。

(事業者C)

コロナ禍では、陽性判定が出ると、事業者としては訪問できなくなります。利用希望者救急車を利用されるか、そうでない場合はタクシーを利用する必要があり、かなり負担になったのではないかと思います。その他として、コロナ禍では、他事業者が設けている「ひとりで乗降可能」または「介護者を付き添わせること」といった条件を満たすことが利用者にとって厳しくなり、その分、我々に流れてきているという印象もあります。ただ、外出される機会が減ったためか、全体的に利用者は減少傾向でした。

(委員C)

感染対策についてですが、疾病や拘りがあってマスク装着が難しい方がいらっしゃると思いますが、どのように対応されておりましたか。

(事業者C)

感染対策については、サービス提供側が行うことが基本となりますので、防護服やマスク着用等、基本的な感染対策を徹底するとともに、使用後に毎回消毒作業を行うなど、なるべく自分達でウイルスを持ち込まないよう対策をしております。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、他に御意見は無いようですので、ただいまの説明についてお諮りします。事業者Cについて、区分をイニトという条件の元、承認するということよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございました。一部書類は訂正するという条件で、承認させていただきます。

**事業者D**

(委員B)

車検切れ及び満了日間近となっている車両があるため、更新時は最新の車検証の写しを提出願います。

また、更新については、申請いただいてから約1ヶ月を要しますので、運転免許証や車検証の期限が更新日時までに満了しないよう気を付けていただくようお願いします。

(事業者D)

承知しました。

(委員C)

今回、車イス対応型の車両を1台減らすということですが、利用者の利便性を損なう懸念はありませんか。

(事業者D)

使用停止を予定している車両は、老朽化によりエアコンの効き目が悪くなっており、椅子の座り心地も良くないなど、利用者の方から拒否をされることも多く、現時点で使用回数が一番少ない車両であります。

(委員C)

今回は一時的に台数を減らすとして、様子を見て今後増台する予定はありませんか。

(事業者D)

使用停止予定車両は、現在も使用していないことが多いため、その1台を減らしたとしても、現状では利用者希望者への対応は可能であると考えております。

(委員C)

公共交通機関を利用できない高齢者の方、障がい者の方にとって、この制度は重要なサービスで、今後もニーズは高まっていくと思いますので、引き続き増台を検討いただければと思います。

次に、ガソリン価格の高騰や、高齢化による運転手不足などの問題もあり、運営が厳しい現状がありますが、どのような対策を講じていかれるのでしょうか。

(事業者D)

仰るとおり、燃料高騰や人手の確保は、事業を継続するうえで厳しい状況であります。現時点で具体的な対応策はありませんが、なるべくサービスの低下をさせない方策を引き続き検討してまいりたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、他に御意見は無いようですので、ただいまの説明についてお諮りします。事業者Dについて、承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございました。事業者Dについて、承認させていただきます。それでは、その他として何かありますか。

(5) その他

(委員B)

それでは、昨年10月1日の道路交通法施行規則改正について説明いたします。

これまで、本協議会でも対象となる乗車定員10人以下の車両を5台管理する事務所につきましては、道路交通法における安全運転管理者また道路運送法における運行管理の責任者双方の選任が義務付けられておりましたが、道路交通法の改正があり、本協議会での対象となる有償旅客運送者を含めた一部の方について、安全運転管理者の選任義務から外れる形になりました。そこで、安全運転管理者の対象から外れた分、運行管理責任者としての内容を強化するという趣旨でございます。

具体的には、その特定事務所の運行管理の責任者におかれましては、運行管理に関する講習を定期的にさせなければならないことになりました。また、運行に関する計画の作成、長距離運転などの場合の交代運転者の配置、異常気象時等の安全確保の措置、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認や記録作成などが定められました。特に酒気帯びの確認については、アルコール検知器を使用しなければならなくなっておりますので、委員の皆様におかれましても御承知おきいただければと思います。

— その他意見・質問等はなし —

(議長)

それでは、各事業者に対しては、一部修正等を求めたうえで、後日「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付します。

これで本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

以上の協議を受け、今回の議題である、

(1) 事業者の協議依頼（更新）について

協議が調ったものとし、すべての事業者の更新について承認することとなる。

(2) その他

## 6 傍聴

傍聴者なし

## 7 次回開催日時

令和5年度中に1回開催予定